

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応商品券配布事業	①エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する生活者への支援として、1人当たり8,000円相当の商品券を全世帯に配布する。 ②商品券代及び委託料 ③商品券代 85,796人 × 8千円 = 686,368千円 委託料 48,632千円 ④令和8年1月1時点で市内に住民登録のある者	R7.12	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応消費喚起キャッシュレス還元事業①	①二次元バーコード決済時のポイント還元により、エネルギー価格等の物価高騰の影響が続く中で、市民の生活を支援するとともに、消費を喚起し事業者の売上向上を図る。 ②二次元バーコード決済時のポイント還元に係る経費に充当する。 ③プレミアムポイント付与原資 185,000千円 告知等販促費 4,750千円 二次元バーコード決済システム利用運営費 10,250千円 ④対象店舗 市内に本店を有する事業者の市内店舗 還元対象者 対象店舗でキャッシュレス決済を行う消費者 ポイント付与率 20% ポイント付与上限 2千円/回 最大20千円/人 ※うち、B1(交付限度額①) 予算分150,000千円	R7.6	R8.3
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応消費喚起キャッシュレス還元事業②	①二次元バーコード決済時のポイント還元により、エネルギー価格等の物価高騰の影響が続く中で、市民の生活を支援するとともに、消費を喚起し事業者の売上向上を図る。 ②二次元バーコード決済時のポイント還元に係る経費に充当する。 ③プレミアムポイント付与原資 185,000千円 告知等販促費 4,750千円 二次元バーコード決済システム利用運営費 10,250千円 ④対象店舗 市内に本店を有する事業者の市内店舗 還元対象者 対象店舗でキャッシュレス決済を行う消費者 ポイント付与率 20% ポイント付与上限 2千円/回 最大20千円/人 ※うち、B4(交付限度額②) 予算分50,000千円	R7.6	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費物価高騰支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する子育て世帯への支援として、小・中学校の給食材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 ②小・中学校の給食材料費へ充当 ③材料費上昇額30円/食 × 190日 × 5,713人 上記積算は、教職員等を除くもの ④対象施設:市内小・中学校30校 受益者:小・中学校に通う児童・生徒の保護者	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼稚園・認定こども園給食費物価高騰支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する子育て世帯への支援として、幼稚園の給食・おやつ材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 ②幼稚園、認定こども園への給食提供にかかる費用への支援金 ③公立 869千円 内訳 ④3歳以上)材料費上昇額20円/食 × 190日 × 63人 ⑤3歳以上1号平日)材料費上昇額20円/食 × 200日 × 3人 ⑥3歳以上2号平日)材料費上昇額20円/食 × 243日 × 57人 ⑦3歳以上2号土曜)材料費上昇額20円/食 × 51日 × 41人 ⑧歳未満3号平日)材料費上昇額30円/食 × 243日 × 35人 ⑨歳未満3号土曜)材料費上昇額30円/食 × 51日 × 28人 私立 3,131千円 内訳 ⑩3歳以上)材料費上昇額20円/食 × 270日 × 425人 ⑪3歳以上)材料費上昇額20円/食 × 220日 × 26人 ⑫歳未満)材料費上昇額30円/食 × 270日 × 89人 上記積算は、教職員等を除くもの ④対象施設:幼稚園、認定こども園 7施設 受益者:該当施設に通う児童の保護者	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所・認定こども園等給食費物価高騰支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する子育て世帯への支援として、保育所、認定こども園等の給食・おやつ材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 ②保育所、認定こども園等への給食提供にかかる費用への支援金 ③公立 4,338千円 内訳 ④(歳未満児)材料費上昇額30円/食 × 291日 × 220人 ⑤(3歳以上児)材料費上昇額20円/食 × 291日 × 365人 ⑥(一時保育)材料費上昇額30円/食 × 30回 × 12月 ⑦(保存食及び検食)材料費上昇額30円/食 × 4回 × 291日 × 8所 私立 7,758千円 内訳 ⑧(歳未満児)材料費上昇額30円/食 × 300日 × 452人 ⑨(3歳以上児)材料費上昇額20円/食 × 300日 × 615人 上記積算は、教職員等を除くもの ④対象施設:保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 27施設 受益者:該当施設に通う児童の保護者	R7.4	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応社会福祉事業者支援給付金事業(障害福祉サービス事業者支援)	①エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている障害福祉サービスを行う事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 ②障害福祉サービス事業者への支援金 ③入所施設 500千円 × 4施設 通所系事業所 150千円 × 48事業所 訪問等事業所 70千円 × 1事業所 ④市内に障害福祉サービス施設及び事業所を有する事業者 ※うち、B1(交付限度額①) 予算分4,635千円	R7.7	R7.11
8	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応社会福祉事業者支援給付金事業(介護保険サービス事業者支援)	①エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている介護保険サービスを行う事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 ②介護保険事業者を有する事業者への支援金 ③入所施設(定員30人以上) 500千円 × 18施設 入所施設(定員30人未満) 200千円 × 10施設 通所系事業所 150千円 × 73事業所 訪問等事業所 70千円 × 86事業所 ④市内に介護サービス施設及び事業所を有する事業者 ※うち、B1(交付限度額①) 予算分13,985千円	R7.7	R7.12

9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応児童福祉事業者支援給付金事業(母子生活支援施設・放課後児童クラブ支援)	①エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担が強いとされている母子生活支援施設又は民間放課後児童クラブを運営する事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 ②母子生活支援施設、放課後児童クラブを運営する事業者への支援金 ③ 母子生活支援施設 150千円×1施設=150千円 民間放課後児童クラブ 70千円×2事業所=140千円 ④市内で母子生活支援施設、民間放課後児童クラブを運営する事業者	R7.7	R7.10
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応児童福祉事業者支援給付金事業(保育所・認定こども園等支援)	①エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担が強いとされている保育所又は認定こども園等を運営する事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 ②保育所又は認定こども園等を運営する事業者への支援金 ③ 定員1~19人の施設 70千円×4施設=280千円 定員20~99人の施設 150千円×10施設=1,500千円 定員100~199人の施設 200千円×3施設=600千円 ④市内で保育所又は認定こども園等を運営する事業者	R7.7	R7.9
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応特定教育・保育事業者等支援給付金事業	①エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担が強いとされている幼稚園又は認定こども園等を運営する事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 ②幼稚園又は認定こども園を運営する事業者への支援金 ③ 定員20~99人の施設 150千円×1施設=150千円 定員100~199人の施設 200千円×4施設=800千円 ④市内で幼稚園又は認定こども園を運営する事業者	R7.7	R7.10
12	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応世羅中央病院企業団支援給付金事業	①エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担が強いとされている公立病院に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 ②世羅中央病院企業団への支援金 ③ 公立世羅中央病院 14.5千円×病床数155床=2,248千円 2,248千円×22.9%=515千円 公立くし診療所 無床診療所1施設当たり40千円 40千円×22.9%=9千円 ※22.9%は世羅中央病院企業団病院運営費の三原市負担割合 ④世羅中央病院企業団	R7.7	R7.8
13	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	物価高騰対応農林水産事業者支援給付金事業	①エネルギー価格等の物価高騰に起因する動力光熱費の上昇により、経営負担が強いとされている農林水産事業者に対して支援金を給付することにより、事業の継続を支援する。 ②市内農林水産事業者への支援金 ③ 青色申告で申告した動力光熱費 (10万円以上20万円未満)15千円×16事業者=240千円 (20万円以上60万円未満)40千円×43事業者=1,720千円 (60万円以上100万円未満)80千円×28事業者=2,240千円 (100万円以上)100千円×58事業者=5,800千円 ④所得税又は法人税の青色申告を行っている市内農林水産事業者 ※うち、B1(交付限度額①)予算分5,000千円	R7.9	R8.3
14	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費物価高騰支援事業②	①エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する子育て世帯への支援として、小中学校の給食材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 ②小中学校の給食材料費へ充当 ③材料費上昇額30円/食×190回×5,713人 上記積算は、教職員等を除くもの ④対象施設：市内小中学校30校 受益者：小中学校に通う児童・生徒の保護者	R7.10	R8.3
15	①食料品の物価高騰に対する特別加算	幼稚園・認定こども園給食費物価高騰支援事業②	①エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する子育て世帯への支援として、幼稚園の給食・おやつ材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 ②幼稚園、認定こども園への給食提供にかかる費用への支援金 ③ 公立 1,106千円 内訳 (幼3歳以上)材料費上昇額40円/食×190回×50人 (3歳以上1号)材料費上昇額40円/食×200回×2人 (3歳以上2号平日)材料費上昇額40円/食×243回×42人 (3歳以上2号土曜)材料費上昇額40円/食×51回×30人 (3歳未満3号平日)材料費上昇額30円/食×243回×26人 (3歳未満3号土曜)材料費上昇額30円/食×51回×20人 私立 4,336千円 内訳 (3歳以上)材料費上昇額30円/食×270回×425人 (3歳以上)材料費上昇額30円/食×220回×26人 (3歳未満)材料費上昇額30円/食×270回×89人 上記積算は、教職員等を除くもの ④対象施設：幼稚園、認定こども園 7施設 受益者：該当施設に通う児童の保護者	R7.10	R8.3
16	①食料品の物価高騰に対する特別加算	保育所・認定こども園等給食費物価高騰支援事業②	①エネルギー・食料品価格等の物価の高騰に直面する子育て世帯への支援として、保育所、認定こども園等の給食・おやつ材料費等の高騰による上昇分を補助し、保護者が負担する給食費の値上げを防止する。 ②保育所、認定こども園等への給食提供にかかる費用への支援金 ③ 公立 5,121千円 内訳 (平日)材料費上昇額30円/食×241回×587人 (土曜)材料費上昇額30円/食×50回×585人 私立 9,603千円 内訳 材料費上昇額30円/食×300回×1,067人 上記積算は、教職員等を除くもの ④対象施設：保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所 27施設 受益者：該当施設に通う児童の保護者	R7.10	R8.3
17	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	物価高騰対応社会福祉事業者支援給付金事業(障害福祉サービス事業者支援)②	①エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担が強いとされている障害福祉サービスを行う事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 ②障害福祉サービス事業者への支援金 ③ 入所施設 500千円×4施設 通所系事業所 150千円×48事業所 訪問等事業所 70千円×1事業所 ④市内に障害福祉サービス施設及び事業所を有する事業者 ※うち、B5(交付限度額⑥)予算分4,635千円	R7.7	R7.11

18	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 物価高騰対応社会福祉事業者支援給付金事業(介護保険サービス事業者支援)②	①エネルギー価格等の物価高騰に伴い、経営負担を強いられている介護保険サービスを行う事業者に対し、支援金を給付することにより事業の継続を支援する。 ②介護保険事業所を有する事業者への支援金 ③ 入所施設(定員30人以上) 500千円×18施設 入所施設(定員30人未満) 200千円×10施設 通所系事業所 150千円×73事業所 訪問等事業所 70千円×86事業所 ④市内に介護サービス施設及び事業所を有する事業者 ※うち、B5(交付限度額⑥)予算分13,985千円	R7.7	R7.12
19	⑧農林水産業における物価高騰対策支援 物価高騰対応農林水産事業者支援給付金事業②	①エネルギー価格等の物価高騰に起因する動力光熱費の上昇により、経営負担を強いられている農林水産事業者に対して支援金を給付することにより、事業の継続を支援する。 ②市内農林水産事業者への支援金 ③ 青色申告で申告した動力光熱費 (10万円以上20万円未満)15千円×16事業者=240千円 (20万円以上60万円未満)40千円×43事業者=1,720千円 (60万円以上100万円未満)80千円×28事業者=2,240千円 (100万円以上)100千円×58事業者=5,800千円 ④所得税又は法人税の青色申告を行っている市内農林水産事業者 ※うち、B5(交付限度額⑥)予算分5,000千円	R7.9	R8.3
20	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 公立学校等光熱費高騰への支援事業	①公立小・中学校では、原油価格高騰等の影響に伴い電気使用料が増加していることから、電気使用料の増加分を支援することで、学校運営の安定化を図る。 ②小中学校の電気使用料の高騰分 ③令和7年度の予想電気使用料:79,642千円ー令和3年度の電気使用料:48,730千円=30,912千円 (実績報告時は、令和7年度の電気使用料(実績)ー令和3年度の電気使用料(実績)とする。) ④市内公立小・中学校 30校	R7.4	R8.3
21	⑩推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 公共施設光熱費高騰への支援事業	①該当の公共施設では、原油価格高騰等の影響に伴い電気使用料が増加していることから、電気使用料の増加分を支援することで、施設運営の安定化を図る。 ②公共施設の電気使用料の高騰分 ③次の施設について令和7年度の予想電気使用料と平成31年度の電気使用料との差額を計上する。(加のみ照明設備整備の関係から令和3年度を比較対象とする。) ア.コミュニティセンター:16,222千円ー11,560千円 =4,662千円 イ.中央公民館:2,535千円ー2,535千円=0千円 ウ.公民館:2,521千円ー2,096千円=425千円 エ.文化センター(本郷・久井・大和): 9,876千円ー6,729千円=2,947千円 オ.保育所・こども園:21,765千円ー14,196千円 =7,569千円 カ.総合保健福祉センター:4,030千円ー2,710千円 =1,320千円 キ.本郷保健福祉センター:1,239千円ー579千円 =660千円 (実績報告時は、令和7年度の電気使用料(実績)ー平成31年度(加のみ、令和3年度)の電気使用料(実績)とする。) ④上記の公共施設7施設	R7.4	R8.3
22	⑫物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援 物価高騰対応ウクライナ避難民支援事業	①ロシアの軍事侵襲によるウクライナからの避難者を本市においても受け入れており、当該避難者は、原油価格・物価高騰重の影響の中で、生活に必要な物品の調達や光熱水費の負担を強いられている。このような中でも、避難者が安心して安定した生活を送ることができるよう支援を行う。 ②ウクライナ避難民への支援金 ③生活支援費:2,566千円 333,200円×2人 499,800円×2人 593,100円×1人 316,600円×1人 ④令和4年2月24日に発生したロシアのウクライナ侵襲に起因し、ウクライナから本市に避難した避難民及びその世帯(受給要件あり)	R7.4	R8.3